

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 25 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

四種混合ワクチンの販売中止に伴う対応に係る留意事項について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「四種混合ワクチン」という。）販売中止に係る対応については、「四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について」（令和 7 年 2 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）及び「百日せきの流行状況等を踏まえた、定期の予防接種の実施及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの安定供給に係る対応について」（令和 7 年 5 月 19 日付け感予発 0519 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長通知）において周知したところです。

今般、四種混合ワクチンの販売中止に伴う対応に係る留意事項について、下記のとおり改めてお示ししますので、管下の医療機関等に対する周知等必要な対応をお願いいたします。

記

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の定期接種は、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」において、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は四種混合ワクチンを用いて実施することとしております。

四種混合ワクチンの販売中止により当該ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了できない者に対しては、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）上、既に接種された乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンの回数によらず、定期接種実施要領第 2 の 1（15）に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了することと

して差し支えありません。その際、後から接種する五種混合ワクチンから見て、直前の四種混合ワクチンとの接種間隔が添付文書に定められたものとなるよう、必要な日数を確保する必要があることにご留意ください。